

遠野市宅地開発指導 要綱の策定について

環境整備部建設課

〔目的〕

秩序ある宅地開発を促し、災害の発生を未然に防ぎ、自然と調和のとれた生活環境の形成を図るため市独自の開発基準を策定する。

〔現状〕

- ・ 現行制度の許可権者は県知事または県南広域振興局長。

	関係法令	許可権者	開発許可の規模要件
開発許可制度	都市計画法	県南広域振興局長	都市計画区域内 3,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上
林地開発許可制度	森林法	県知事 または 県南広域振興局長	民有林 10,000㎡以上 (太陽光発電設備 5,000㎡以上)

- ・ 許可制度の対象とならない開発が行われている。

例 複数戸の宅地造成を行ったが造成地内の道路が狭い。

開発地の雨水処理が不十分なため雨水が市道の舗装面を流れる。

開発地の下流の水路が溢れるようになった。

〔対策〕

現行の許可制度に該当しない開発の技術的内容について、
指導していく

- ・ 宅地開発指導要綱の制定
開発行為に係る手続き、適用の要件等を定める。
計画内容について開発基準に沿ったものか審査・指導する。
- ・ 開発の基準書を策定
市は各種技術基準を掲載。
事業者はそれらを満たすよう計画する。